

令和7年度農業経営力向上事業

群馬県農政部農業構造政策課

群馬県農業の将来を担う力強い経営体を育成するため、従来から支援対象であった認定新規就農者や認定農業者等に加え、新たな担い手として期待される企業等に対しても、経営安定や経営発展に必要な施設整備や機械導入に係る経費の一部を補助する。

メニュー	事業主体	補助率	補助上限額	事業内容等
新規就農者支援	・認定新規就農者	50%以内	施設:300万円 機械:200万円	就農初期の経営安定に必要な施設整備や機械導入に係る経費の一部を補助
担い手支援	・集落営農組織 ・農事組合法人 ・農地所有適格法人（1戸1法人除く） ・農業公社 ・農業者の組織する団体 ・認定農業者	30%以内 （一部、15%以内）	施設:300万円 機械:200万円	認定農業者等の経営向上に必要な施設整備や機械導入に係る経費の一部を補助 
企業等参入支援	・群馬県に新たに農業参入する企業及び県外の農業法人	30%以内	施設:2,000万円 機械:1,000万円	企業等の大規模な営農開始に必要な施設整備や機械導入に係る経費の一部を補助

R6年度からの主な改正点

- ①「環境保全型農業支援」、「スマート農業支援」、「環境負荷軽減支援」を「担い手支援」に統合
- ②「企業等参入支援」のメニューを新設
- ③施設の補助上限額を300万円に増額

採択の基準等

県の農業施策を反映するとともに、公正な採択を行うため、支援メニューやポイント加算を基準に順位付けし、採択する。

メニューごとの採択順位(優先度)
①新規就農者支援→②担い手支援
※企業等参入支援は別途設定



所得向上等の項目
毎のポイント加算

導入できる機械等

- ・成果目標に直結する施設、機械等
- ・中古農業機械も対象
（ただし、残存耐用年数等の要件あり）
- ・汎用性の高い機械は不可
- ・単純更新は不可